

介護サービス施設等整備臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月 6 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 9 号

介護サービス施設等整備臨時特例基金条例の一部を改正する条例

介護サービス施設等整備臨時特例基金条例（平成21年岩手県条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="199 483 745 517"><u>介護サービス施設等整備臨時特例基金条例</u></p> <p data-bbox="159 531 246 564">（設置）</p> <p data-bbox="118 579 1111 758">第 1 条 介護サービスを提供する小規模な施設、老人福祉施設等の整備、防災機能の強化等及び高齢者、障害者等の日常生活を地域住民が支える体制の整備を促進するための事業に要する経費の財源に充てるため、<u>介護サービス施設等整備臨時特例基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p data-bbox="199 871 293 904">附 則</p> <p data-bbox="118 919 248 952">1 [略]</p> <p data-bbox="118 967 869 1000">2 この条例は、<u>平成24年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p data-bbox="1205 483 1751 517"><u>介護サービス施設整備等臨時特例基金条例</u></p> <p data-bbox="1164 531 1252 564">（設置）</p> <p data-bbox="1124 579 2116 852">第 1 条 介護サービスを提供する小規模な施設、老人福祉施設等の整備、防災機能の強化等及び高齢者、障害者等の日常生活を地域住民が支える体制の整備を促進し、<u>並びに平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により被害を受けた者の健康の保持増進を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、介護サービス施設整備等臨時特例基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p data-bbox="1205 871 1299 904">附 則</p> <p data-bbox="1124 919 1254 952">1 [略]</p> <p data-bbox="1124 967 1874 1000">2 この条例は、<u>平成25年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p>
<p data-bbox="118 1015 613 1048">備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。